

平成29年度海事関係税制改正要望 結果概要

資料5-2

海事関係5税制については、拡充を含めいずれも要望どおり認められた。

(1) トン数標準税制の拡充・延長 (特例措置利用者: 外航船社)

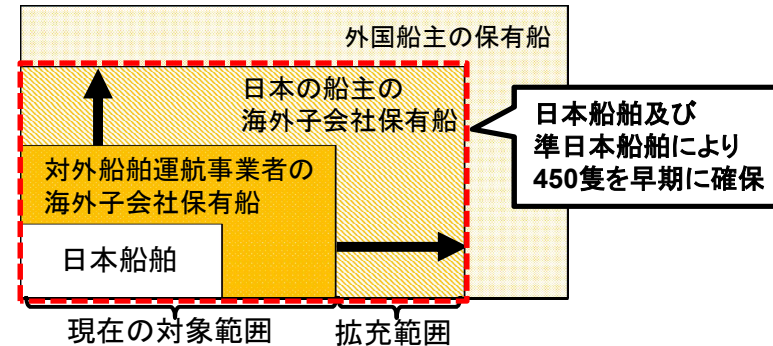
○適用期限を5年延長
(海上運送法の改正により必要な措置を講じる)

○準日本船舶の対象範囲の拡充

日本の船主が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶にまで対象を拡充

○日本船舶の確保の目標の柔軟化

現下のような世界的海運不況を経ても、長期的観点から日本船舶の増加を図ることができる柔軟な仕組みを導入



(2) 船舶の特別償却の拡充・延長

(特例措置利用者: 国内船主、内航海運事業者、旅客船事業者 等)

○適用期限を2年延長

- (外航) 環境低負荷船 (日本籍船) : 18/100
環境低負荷船 (外国籍船) : 16/100
- (内航) 高度環境低負荷船 : 18/100
環境低負荷船 : 16/100

○一部拡充

(内航) 環境低負荷船のうち、航海支援システムを搭載する場合は、償却率を18/100に引上げ

(3) 船舶の買換特例(圧縮記帳)制度の延長

(特例措置利用者: 国内船主、内航海運事業者、旅客船事業者 等)

○適用期限を3年延長

船舶から船舶への買換及び交換
船舶の譲渡差益の80/100を圧縮記帳

(4) 中小企業投資促進税制の延長

(特例措置利用者: 内航海運事業者)

○適用期限を2年延長

- (内航貨物船)
特別償却 22.5% 又は 税額控除 7%
- ※特別償却は、取得額の75%×特別償却30%
税額控除は、資本金3千万円以下の企業に限定

(5) 地球温暖化対策税の還付措置の延長

(特例措置利用者: 内航海運事業者、旅客船事業者)

○適用期限を3年延長

- (内航海運、国内旅客船に係る軽油及び重油)
石油石炭税に上乗せされている「地球温暖化対策のための税」の還付
- ※原油・石油製品 (1klあたり)
石油石炭税 2,040円に760円を上乗せ

◎平成29年度税制改正大綱 海事関係税制 抜粋

【トン数標準税制】

(3) 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（トン数標準税制）について、海上運送法等の改正を前提に、次の措置を講じた上、平成32年3月31日までに日本船舶・船員確保計画について認定を受けた対外船舶運航事業を営む法人に対して適用できることとする。

- ① 準日本船舶に本邦船主の子会社が所有する一定の要件を満たした外国船舶を加える。
- ② 取戻し課税の要件（日本船舶・船員確保計画に係る認定の取消し）の前提となる勧告をしない正当な理由に歴史的な海運不況が含まれることを明確化する。
- ③ 日本船舶・船員確保計画において日本船舶及び船員の確保の目標として記載すべきその計画期間における日本船舶の隻数の増加の割合を120%（現行：220%）以上とする等の所要の見直しを行う。

【船舶の特別償却】

(3) 船舶の特別償却制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。

- ① 内航船舶について、電気推進船に準ずる環境性能を有する船舶の要件につき、航海支援システムを有することを加えた上、推進効率改良型プロペラ等を有することとの選択とするとともに、環境への負荷の低減に係る要件の見直しを行う。
- ② 外航船舶について、環境への負荷の低減に係る要件の見直しを行う。

【船舶の買換特例】

(12) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する（次の③及び④イの見直しを除き、所得税についても同様とする。）。

- ④ 船舶から船舶への買換えについて、漁船に係る措置につき、所要の経過措置を講じた上、適用期限の到来をもって対象から除外するほか、次の見直しを行う。
 - イ 外航船舶について、譲渡資産から対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（トン数標準税制）の適用を受ける法人が所有する日本船舶及びその法人の子会社が所有する外国船舶を除外する。
 - ハ 買換資産のうち総トン数が2,000トン以上の内航船舶について、環境への負荷の低減に係る要件の見直しを行う。

【中小企業投資促進税制】

(1) 中小企業向け設備投資促進税制の拡充

中小企業投資促進税制及び特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、次の措置を講ずる（所得税についても同様とする。）。

- ② 中小企業投資促進税制について、上記マル1のほか、対象資産から器具備品を除外した上、その適用期限を2年延長する。

【地球温暖化対策税】

(5) 特定の石油製品を特定の運送又は農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付措置の適用期限を3年延長する。